

太田市地域公共交通計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、太田市地域公共交通計画の策定に向け、太田市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。太田市内の公共交通の現状分析を行った上で、市民の移動に関する調査、交通に関する問題・課題の整理を行い、本市の実情にあった有効かつ実現可能な交通計画の導入を目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

太田市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

「太田市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

なお、仕様書に示す業務内容は、地域公共交通計画策定に必要と考えられる事項を示しており、仕様書に記載のない事項についての提案（年度相互の業務内容の組み替え含む）を妨げるものではない。

(3) 履行期間

令和 7 年度と令和 8 年度の 2 カ年での実施を予定

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日金曜日

3 見積もり限度額

令和 7 年度 令和 8 年度 総額 21,000,000 円（税込）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式による。

【注意点】

本プロポーザルは、太田市令和 7 年度 9 月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、令和 7 年 9 月補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合は、契約を行うことはできないため、十分留意の上、応募すること。

5 選定スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和 7 年 9 月 17 日水曜日
参加申込受付締切	令和 7 年 9 月 26 日金曜日
参加資格審査結果通知書送付	令和 7 年 10 月 3 日金曜日
質問受付締切	令和 7 年 10 月 8 日水曜日
質問回答	令和 7 年 10 月 15 日水曜日
企画提案書提出締切	令和 7 年 10 月 29 日水曜日
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 7 年 11 月 5 日水曜日
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 11 月 12 日水曜日
第二次審査結果通知	令和 7 年 11 月 26 日水曜日
契約締結	令和 7 年 11 月下旬～12 月上旬

6 参加資格要件

申込時において、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 太田市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 太田市競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成 17 年 3 月 28 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人およびその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 提出された記載事項に誤りが無いこと。
- (9) 本業務を確実に遂行できること。
- (10) 参加者は、単独企業とする。

7 参加申込方法

本プロポーザルの参加申込方法は以下の通り。

(1) 提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで。

(2) 提出先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 会社概要書（様式2）

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査をおこない、令和7年10月3日（金）までに、参加者申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

8 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式3）を提出すること。

(1) 質問期限

令和7年10月8日（水）午後5時まで。

(2) 提出方法

質問書（様式3）を電子メールにて提出する。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

(4) 質問への回答方法

令和7年10月15日（水）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、太田市ホームページにて公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月29日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

書類	様式	備考
ア 事業者情報等について	様式4	
イ 業務実績について	様式5	対象の実績がない場合は、提出不要。
ウ 企画提案書	様式自由	別紙2「企画提案書作成要領」参照。
エ 見積書	様式自由	※宛名は「太田市長」とすること。 ※正本のみ代表者印等を押印すること。 ※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。 ※見積もりの内訳を添付すること。

(3) 提出方法

持参または郵送にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出部数

提出書類のア～エをそれぞれ以下の部数を提出する。

紙：正本1部、副本7部

電子媒体（DVD-R または CD-R）：正本1 ファイル、副本1 ファイル

※副本については、事業者名を特定できるような内容（事業者、ロゴなど）を記載しないこと。

(5) 提出先

「15 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

10 情報公開及び情報の提供

太田市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 1 候補者決定方法

太田市職員で組織する太田市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

（１）一次審査（書類審査）

ア 参加資格を有すると判断された事業者が５者以上の場合、企画提案書等による書類審査を行う。

（４者以下の場合、対象事業者全員が二次審査に参加する）。結果は、令和７年１１月５日（水）までに、参加者申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

イ 書類審査の対象となる事業者が５者以上の場合、一次審査（書類審査）の評価点が高い順に二次審査（プレゼンテーション）に参加できる４者を決定する。

（２）二次審査（プレゼンテーション）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 時 令和７年１１月１２日（水）

イ 場 所 太田市役所会議室

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

ウ 選定者 審査委員会

エ 時 間 １者あたり４０分程度（プレゼンテーション３０分程度、質疑応答１０分程度）

オ 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ 留意事項

- ・当日の出席者は５名以内とする。
- ・プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。
- ・資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて資料等を用意する必要はない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・パソコン等を使用する場合には、太田市がプロジェクターおよびスクリーンを用意する。パソコンおよびその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。（パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。）
- ・市は、提案説明および質疑応答についての音声を録音する。

（３）審査基準について

審査基準に基づき、一次審査及び二次審査の合計点で評価をおこない、審査委員の総合合計点が最も高かった者を契約候補者として特定する（参加資格を有すると判断された事業者が４者以下の場合でも一次審査の点を算出した上で、総合合計点を算出する）。この場合において、総合合格点が同じ者が２者以上ある場合には、二次審査の得点のみで合格点が高い者を契約候補者とし、それでもなお特定できない場合は、くじにより決定する。

（４）審査結果について

最終的な審査結果については、二次審査の日から１１月２６日（水）までに全ての参加者に電子メールにて通知するとともに、太田市ホームページで契約候補者のみ公表する。

1 2 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下のとおり契約の交渉を行う。

(1) 契約方法

契約は契約候補者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者の次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することになった場合または太田市から委託業務契約に係わる指名停止受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(3) 契約内容および金額

最終的な契約内容および金額については、契約候補者と太田市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容および見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(4) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙 1 の仕様書をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(5) 提案内容

提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限に遅延した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 参加資格を有していないことが判明した場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(7) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、太田市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置をおこなう場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領およびその他の書式に変更がある場合には太田市ホームページで告知する。

1 5 問合せおよび書類の提出先

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
太田市役所 交通対策課 (担当) 矢野・峯岸
電話番号：0276-47-1826 (内線) 2436
E-mail 015240@mx.city.ota.gunma.jp
ホームページ：<https://www.city.ota.gunma.jp>